

No. _____

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

社会福祉法人 一石会

多機能ケアステーション 風の樹

1 事業者が提供する相談窓口

電話 042-561-5011

担当 管理者 須田 陽子

☆ ご不明な点はお問い合わせ下さい。

☆ 相談がある場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

種類 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

事業所名称 多機能ケアステーション 風の樹

所在地 東京都東大和市中央一丁目13-8

介護保険事業者番号 1394600058

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1		1	介護職員、グループホーム風の樹管理者と兼務
介護支援専門員	1	1	2	介護職員と兼務
看護師		3	3	
介護職員	3	9	12	

(3) 営業時間等

営業日 365日

営業時間 通いサービス 午前9時～午後5時

宿泊サービス 午後5時～翌午前9時

訪問サービス 24時間(宿泊時間帯は緊急時の対応)

登録定員 29名

通所サービスの利用定員 15名

宿泊サービスの利用定員 9名

(4) 設備の概要

① 宿泊室の数 : 9室(個室:7室、リビング内宿泊スペース:2室)

② トイレの数 : 3か所

③ 浴室 : 1か所

④ リビング : 1か所(食事の場所、居間、台所兼)

3 当センターの運営方針

- ① 利用者の皆様が可能な限りその居宅において、ご自身の有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、通い・訪問・宿泊の各サービスを柔軟に組み合わせ、日常生活上の必要な支援を行います。

- ② 利用者の皆様が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、その心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、最もふさわしいサービスを提供します。

4 サービス内容

(1) 介護保険給付対象サービス

以下の事項は介護サービス費の1割（もしくは2割）負担分をご負担して頂きます。介護度によって料金が異なります。介護サービス費は【契約書別紙】の通りです。

① 通いサービス

事業所において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

② 訪問サービス

利用者宅を訪問し、安否確認、買い物、他要望に応じ、日常生活上の支援を行います。

③ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

④ 小規模多機能型居宅介護計画等の作成

小規模多機能型居宅介護計画等の作成担当者が、利用者の生活の解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議のうえご利用者の意向を踏まえたくえで作成します。

⑤ 食事

利用者と職員が、調理や配膳等できることは一緒に行います。食費は別途、【契約書別紙】の通りご負担頂きます。

食事の時間は以下が目安となります。

朝食	8 : 0 0	～	9 : 3 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 3 0
夕食	1 8 : 0 0	～	1 9 : 3 0

⑥ 排泄

利用者お一人お一人に合わせた援助を行います。

⑦ 健康管理

看護職員在籍時は、看護職員が利用者の健康管理を行います。その他の時間帯は、介護職員が利用者の健康確認を行い、必要時は看護職員と連携し対応します。

⑧ 生活相談

管理者に日常生活に関する相談をすることができます。

※居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に「通いサービス」、「訪問サービス」、「宿泊サービス」を組み合わせた支援を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下の事項は、【契約書別紙】に定める料金、もしくは実費相当にて、ご負担頂きます。

- ① 食費
- ② 宿泊費
- ③ おむつ代
- ④ パット代
- ⑤ 理美容代
- ⑥ レクリエーション・行事費
- ⑦ サービス提供地域外への送迎費
- ⑧ サービス提供地域外への訪問費

5 利用料金の支払方法

毎月、翌月15日までに前月分の請求をいたしますので、基本的には口座自動引き落としにて月末日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行させていただきます。

6 利用にあたっての留意事項

(1) 面会

午前9時～午後6時

* 時間外の面会は、事前に連絡をお願いします。

(2) 外出・外泊

体調など、利用者の様子に異常がなければ問題ありません。

* 事前にご連絡をお願いします。また、施設の所定の用紙に必要事項を記入の上ご提出ください。

(3) 飲酒

飲酒は、他人に迷惑をかけず、疾病上問題がなければ可能です。ご希望がある場合は配慮いたします。

(4) 喫煙

利用者、職員の健康保持の観点から、基本的には全館禁煙とさせていただいております。

(5) 設備・器具の利用

所定の方法に従ってご利用いただけます。尚、状況により利用を中止、又は制限させていただく場合があります。

(6) 信仰・政治

共同生活の場としてステーション内での勧誘活動、他の利用者が不安を感じるような活動はご遠慮ください。

(7) 営利活動

全面的に禁止させていただいております。

(8) 金銭、貴重品の管理

自己管理の場合、当ステーションの責任は負いかねますので、高額金品の所持はご遠慮ください。

(9) 所持品の持ち込み

スペースに限りがありますので、必要最低限のものでお願いします。所持品の紛失におきましては、当ステーションの責任は負いかねます。

(10) ペット

ステーションにペットを連れてくるのは、ご遠慮ください。

7 個人情報の保護

(1) 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報及び秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

(2) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

8 拘束等の行動制限

事業所では、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の行動制限は行いません。

9 緊急時の対応方法

利用者は、年齢による体力・認知力等の機能低下により、利用中に体調が急変したり転倒等の事故が発生する可能性があります。

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、予め届けられた身元引受人の方の連絡先に可能な限り速やかに連絡します。

10 非常災害対策

(1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備等、災害・非常時に備えた必要な設備を設けております。

防火管理者：須田 陽子

(2) 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施します。

(3) 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。

(4) 備蓄食料品は、東京都の指導により3日以上用意しております。

11 地域との連携

小規模多機能居宅介護等の事業を提供するにあたり、利用者、ご家族、事業所が所在する自治体の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄するほっと支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置します。また、概ね2か月に1回、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

- (1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るように努めます。
- (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関するご利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村が実施する事業に協力するように努めます。

12 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の苦情対応

担当 管理者 須田 陽子 電話042-561-5011

(2) 当事業所の苦情解決責任者

担当 管理者 須田 陽子 電話042-561-5011

(3) その他

東大和市高齢介護課 電話042-563-2111

東京都国民健康保険団体連合会 電話03-6238-0177

13 委員会等の設置

事業所は、利用者の健康や権利を守るため、以下の各種委員会や会議を設置し運営をいたします。

- ①業務継続計画の策定と実施の為の会議及び研修・訓練の実施や内容周知等を行います。
- ②感染対策に於いて委員会の開催及び研修、訓練の実施や内容周知等を行います。
- ③身体拘束、虐待防止に於いて指針の整備、委員会の実施及び研修の実施や内容周知等を行います。
- ④生産性向上に於いて委員会の実施及び内容の周知や現場における課題の抽出及び分析し職員の負担軽減に資する方策を検討、内容周知等を行います。

14 法人概要

名称・法人種類	社会福祉法人	一石会
代表者役職・氏名	理事長	大堀 洋一

本部所在地 東京都青梅市今井5丁目2440番地の141
電話番号 0428-31-3666
定款に定めた事業（営業所数）
1. 介護老人福祉施設 (2カ所)
2. 短期入所生活介護 (2カ所)
3. 通所介護 (6カ所)
4. 居宅介護支援 (3カ所)
5. 訪問介護 (1カ所)
6. 認知症対応型共同生活介護 (1カ所)
7. 小規模多機能型居宅介護 (1カ所)

多機能ケアステーション 風の樹の利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

事業者 【事業者名】 社会福祉法人一石会
多機能ケアステーション 風の樹
【住所】 東京都東大和市中央一丁目13-8
【事業者番号】 1394600058
【説明者】 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から多機能ケアステーション 風の樹についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 【住所】
【氏名】 印

身元引受人 【住所】
【氏名】 印

「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」

当事業所では、サービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資するため、以下の通り運営推進会議を活用した自己評価・外部評価を実施しております。

(1) 実施の有無

実施有り

(2) 実施した直近の年月日

2024年3月12日

(3) 実施した評価機関の名称

事業所内自己評価および運営推進会議による外部評価

(4) 評価結果の開示状況

- ・ 事業所内に評価結果を設置
- ・ 東大和市高齢介護課
- ・ ほっと支援センターいもくぼ
- ・ 在宅医療・介護連携支援センターいもくぼ
- ・ 民生委員

【運営規程別紙】

多機能ケアステーション風の樹 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護 料金表

※ 赤字の部分に変更となります。

1. 利用料金

① 基本料金

※東大和市の地域区分は「4級地（10.66）」となります

区 分	単位数	1月当りの施設利 用料（10割負 担）	1月当りの施設利 用料（1割負担）	1月当りの施設利 用料（2割負担）	1月当りの施設利 用料（3割負担）
要支援1	3,450	36,777	3,678円	7,356円	11,034円
要支援2	6,972	74,321	7,433円	14,865円	22,297円
要介護1	10,458	111,482	11,149円	22,297円	33,445円
要介護2	15,370	163,844	16,385円	32,769円	49,154円
要介護3	22,359	238,346	23,835円	47,670円	71,504円
要介護4	24,677	263,056	26,306円	52,612円	78,917円
要介護5	27,209	290,047	29,005円	58,010円	87,015円

② 加算料金

区 分	単位数	1月当りの施設利用 料 (10割)	1月当りの施設利用料 (1割)	1月当りの施設利用 料(2割)	1月当りの施設利用料 (3割)	備 考
認知症加算(Ⅰ)	920	9,807円	981円	1,962円	2,943円	介護予防は算定なし。
認知症加算(Ⅱ)	890	9,487円	949円	1,898円	2,847円	
認知症加算(Ⅲ)	760	8,101円	811円	1,621円	2,431円	
認知症加算(Ⅳ)	460	4,903円	491円	981円	1,471円	
看護職員配置加算 (Ⅰ)	900	9,594円	960円	1,919円	2,879円	介護予防は算定なし。 いずれか一つを算定す る。
看護職員配置加算 (Ⅱ)	700	7,462円	747円	1,493円	2,239円	
看護職員配置加算 (Ⅲ)	480	5,116円	512円	1,024円	1,535円	
看取り連携体制加算	64	682円	69円	137円	205円	介護予防は算定なし。 日額。
訪問体制強化加算	1,000	10,660円	1,066円	2,132円	3,198円	介護予防は算定なし。
総合マネジメント体 制強化加算(Ⅰ)	1,200	12,792円	1,280円	2,559円	3,838円	
総合マネジメント体 制強化加算(Ⅱ)	800	8,528円	853円	1,706円	2,559円	

区 分	単位数	1月当りの施設利用 料 (10割)	1月当りの施設利用 料 (1割)	1月当りの施設利用 料 (2割)	1月当りの施設利用 料 (3割)	備 考
生産性向上推進体制 加算 (I)	100	1,066 円	107 円	214 円	320 円	
生産性向上推進体制 加算 (II)	10	106 円	11 円	22 円	32 円	
若年性認知症利用者 受入加算	800	8,528 円	853 円	1,706 円	2,559 円	介護予防は算定なし。
(予防) 若年性認知 症利用者受入加算	450	4,797 円	480 円	960 円	1,440 円	要介護は算定なし。
生活機能向上連携加 算 (I)	100	1,066 円	107 円	214 円	320 円	
生活機能向上連携加 算 (II)	200	2,132 円	214 円	427 円	640 円	
口腔・栄養スクリー ニング加算	20	213 円	22 円	43 円	64 円	1回当たり (6月に1回が限度)
科学的介護推進体制 加算	40	426 円	43 円	86 円	128 円	月額
サービス提供体制強 化加算 (I)	750	7,995 円	800 円	1,599 円	2,399 円	いずれか一つを算定す る。
サービス提供体制強 化加算 (II)	640	6,822 円	683 円	1,365 円	2,047 円	いずれか一つを算定す る。
サービス提供体制強 化加算 (III)	350	3,731 円	374 円	747 円	1,120 円	入所した日から起算し て30日以内。月額。
初期加算	30	319 円	32 円	64 円	96 円	
介護職員処遇改善加 算 I	ひと月につき+所定単位×102/1000					いずれか一つを算定す る。
介護職員処遇改善加 算 II	ひと月につき+所定単位×74/1000					
介護職員処遇改善加 算 III	ひと月につき+所定単位×41/1000					
介護職員等特定処遇 改善加算 I	ひと月につき+所定単位×15/1000					いずれか一つを算定す る。
介護職員等特定処遇 改善加算 II	ひと月につき+所定単位×12/1000					
介護職員等ベースア ップ等支援加算	ひと月につき+所定単位×17/1000					

区 分	単位数	1月当りの施設利用 料 (10割)	1月当りの施設利用料 (1割)	1月当りの施設利用 料(2割)	1月当りの施設利用料 (3割)	備 考
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	ひと月につき+所定単位×149/1000					いずれか一つを算定する。 ※令和6年6月1日 以降
介護職員等処遇改善 加算(Ⅱ)	ひと月につき+所定単位×146/1000					
介護職員等処遇改善 加算(Ⅲ)	ひと月につき+所定単位×134/1000					
介護職員等処遇改善 加算(Ⅳ)	ひと月につき+所定単位×106/1000					
業務継続計画未実施 減算	所定基本報酬の単位数の1/100 単位減算					
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定基本報酬の単位数の1/100 単位減算					
身体拘束廃止未実施 減算	所定基本報酬の単位数の1/100 単位減算					

【運営規程別紙】

※ 赤字の部分が変更となります。

② その他の利用料

項 目	単 位	単 価	備 考
宿泊費	1 回	2,550 円	
食費	1 食	朝食:400 円 昼食:640 円 おやつ:110 円 夕食:600 円	
おむつ代	1 枚	実費	希望者のみ。
パット代	1 枚	実費	希望者のみ。
理美容代	1 回	実費	希望者のみ。 カットのみの料金。
レクリエーション費	1 回	実費	参加者のみ。
サービス提供地域外 への送迎費	1 k m	200 円	
サービス提供地域外 への訪問費	1 k m	200 円	

202400801

